

令和 8 年度予算編成方針について

令和 8 年度の予算編成にあたり、予算編成方針を定めたので、これを念頭に置いて各課で十分に論議を尽くした上で、予算編成作業に取り組みたい。

1 日本経済の状況と本市の財政状況

(1) 日本経済の状況及び国の当面の経済財政運営

内閣府の月例経済報告（8月）によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。」とする一方で、留意すべき事項として、「物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、景気を下押しするリスクとなっている。」とされている。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025 ～今日より明日はよくなると実感できる社会へ～」において、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現していくとしている。

また、来年度予算編成に向けた考え方については、地方創生 2.0 の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずるとしている。

このような国及び経済情勢の動向等を注視し、情報収集に努め、適切に対応していく必要がある。

(2) 本市の財政状況と今後の見通し

令和 6 年度においては、食料品や燃料費などの物価高騰のほか、国際情勢の変化や流動的な政治情勢により社会経済の先行きの不確実性が高まっている状況において、各種支援策を迅速かつ的確に展開したことから、一般会計歳入決算額は、204 億 4,087 万 5 千円、歳出総額は、199 億 6,848 万 6 千円と前年度比 10.6%の増となり、実質単年度収支は、財政調整基金の繰入等も含め、2 億 7,846 万 9 千円の赤字となった。

財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」については、97.8%と、前年度より 2.7 ポイント悪化し、健全化判断比率は、実質公債費比率が 0.5 ポイント増の 11.0%、将来負担比率は 30.8 ポイント増の 87.7%となり、いずれも早期健全化基準を大きく下回る結果となり、健全性を保っている。

本市では、自然減に伴う人口減少、出生率の低下による少子化などにより、

税収など歳入の減少が見込まれる一方、歳出においては扶助費などの社会保障関係、公共施設の老朽化対策に係る経費が増加するなど、財政の硬直化が進行して、財政運営の厳しさが増してきている。

また、物価の動向、国際社会の不安定な情勢など、先行きを見通しにくい状態であり、本市の主要な歳入の一つである法人市民税は、企業業績に大きく左右される性質をもつため、期待できる一方で、今後どのように推移するか不透明である。

歳出面においては、子育て支援、移住・定住施策をはじめ、まちづくりに重要な主要プロジェクトの実施など、早期の実施かつ拡大が望まれる事業のほか、葦崎中央体育館管理運営費等の支払の開始、公共施設老朽化に伴う更新が控えているなか、将来を見据えた持続可能な財政運営を実現していかなければならず、これまで以上に厳しい財政状況が続くものと考えている。

2 予算編成の基本方針

令和8年度予算については、このように引き続き厳しい財政状況において、いかに優先度を見極め、選択と集中を進めるとともに、職員一人ひとりが自ら考え、率先して行動に移すことを基本として、「第7次総合計画後期基本計画」や「葦崎市デジタル田園都市構想総合戦略」、「市長公約」に掲げる施策、「消滅可能性自治体」からの脱却、人口減少対策に繋がる住宅施策などを推進すべく、「チーム葦崎」で迅速かつ積極的・戦略的に実施するため、次の考え方に基づいて予算編成を進めるものとする。

- (1) 第7次総合計画後期基本計画の推進・重要項目への集中的な取組み
後期基本計画期間の最終年度となることから、基本構想に掲げる市の将来像「すべての人が輝き 幸せを創造する ふるさと にらさき」の実現に向けて、位置付けた施策・事業の推進と重要項目への集中的な取組みを図ることとする。
- (2) 葦崎市デジタル田園都市構想総合戦略の推進
人口減少対策や地方創生等に取り組むため、「葦崎市デジタル田園都市構想総合戦略」の施策を積極的に推進するものとする。
なお、検討施策については、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」などの特定財源の活用を積極的に図りながら具体化するほか、既存事業についても再構築を図るなど、発展・継続した切れ目のない、質の高い取組みを行うこととする。

(3) 市長公約の実現

公約検証の最終年度となることから、これまでの取組みの総仕上げの年として位置づけ、「さらに前進！『チーム韮崎』で新たなステージへ」を基本テーマとして、4つの挑戦と1つの使命に掲げた各種事業を進めていくため、次のとおり取り組む。

- ① 市長公約検証シートを確認し、課内はもとより関係部署間で十分連携・協議し、公約の具現化を図ること。
- ② 公約検証に向けた取組みの最終年度であり、これまで収集した情報をもとに、各課が責任をもって、各種事業の着実な達成に努めること。

(4) 「消滅可能性自治体」からの脱却を図るための取組み

「若者に選ばれるまち」を目指し、持続可能な自治体となるよう、女性や若者に支持される移住・定住促進、他市にない個性あるこども・子育て施策、地域産業の振興・新たなビジネスの創出及びまちの魅力づくり・強力な広報戦略など効果的な施策に積極的に取り組むこと。

(5) 人口減少対策に繋がる住宅施策

人口減少対策に直結する住宅施策を喫緊の課題と捉え、住宅及び住宅用地不足の解消、子育て支援策など若い世代が住みたいと思える環境整備、建設意欲を促進させる道路整備、住宅用地に係る農振除外の政策的検討など、全庁的・横断的な視点で、迅速かつ果敢に取り組むこと。

(6) 自分ごとと捉え、市民目線に立った施策の推進

前例や固定観念等に捉われず、生活者視点に立ち、何事も自分事に引き寄せて考えることを基本とし、市民が何を求め、何に期待を寄せているかを「感じて動くこと」、どのようなサポートができるかを「考えて動くこと」を常に心掛け、市民のニーズに対応した施策を効果的に推進する。

3 予算編成に際しての留意点

基本的な考え方を踏まえ、具体的に次の点に留意し、予算編成を進めるものとする。

(1) 施策の着実な推進

総合計画後期基本計画に位置付けられる施策の着実な推進に向けて、成果指標の達成率が低いものは目標達成できるよう、また、まちづくりアンケ

ート結果も考慮して、所要の予算措置を講じること。

(2) 新たな事業構築

新規事業の構築・展開に当たっては、政策課題などで事業目的、手段のほか、効果、運営体制及び将来の終着点などを精査するほか、EBPM（合理的根拠に基づく政策立案）の取組みを行うとともに、国からの補助金や有利な市債の選択をはじめとした歳入確保に努めること。

(3) 廃止・縮小事業（事務）の検討

継続して実施する事業については、厳しい財政状況のなか、限られた財源を有効に生かすため、選択と集中の視点に立ち、前年踏襲することなく、内容を精査し、目的を達成したもののや時代に合わなくなったものなど、次に示す基準を参考に、これまで以上に徹底した事業の廃止・縮小に努めること。

以下の基準のいずれかに該当する事業等

- ・費用対効果に見合わない、または費用対効果が見えにくい事業
- ・時代の潮流や流行に伴い開始したものの、現在まで継続している事業
- ・終期の設定がされているものの、廃止されず継続されている事業
- ・対象者が限定されている、若しくは固定化されている事業
- ・行政サービスとして水準が高すぎる事業
- ・取組み実績がない、または少ない事業
- ・一定程度、目的が達成された事業
- ・段階的な縮小が可能である事業
- ・他に類似の事業があり、それらの事業と統廃合で対応できる事業

(4) 施策・事業の見直し（PDCA）

職員一人ひとりが、本市の取り巻く現状を理解し、改めて施策・事業の棚卸しを図り、併せて事業の目的や効果を再確認し、PDCAの取組みを推進し、効果的・効率的な支出を徹底すること。

(5) 効果的・効率的な事務事業執行の推進

「行政改革大綱」を踏まえ、質の高い行政サービスの提供及び簡素で効率的な行政運営の推進を図っていくこと。

また、デジタル技術の活用を推進し、市民の利便性向上やサービスの充実（業務効率化含む）に資する施策を展開すること。

- (6) 事務の見直し・整理及び適正な人事配置
「全庁業務量調査」結果を活用し、仕事の仕方や業務配分の見直し、OJTの推進、業務量に対する配置人員の再検討を図るとともに、時間外勤務の縮減に向けた取組みを強化すること。
- (7) 新たな資金調達手段、事業手法の活用
ふるさと納税（企業版含む）、クラウドファンディングの推進、PFS（成果連動型民間委託契約方式）／SIB（ソーシャルインパクトボンド）の活用、ネーミングライツや企業広告による企業協賛など、金額の多寡にかかわらず、資金調達や事業手法の積極的な活用を検討すること。
また、補助金等の特定財源については、担当者任せとせず、職員各自が常にアンテナを高く持ち、あらゆる可能性を検討し、積極的な確保に努めること。
- (8) FM（ファシリティマネジメント）の推進
保有する土地・建物等を経営資源として総合的に捉え、以下の点から保有のあり方・維持・管理・利活用の最適化を目指し取り組むこと。
① 土地活用については、遊休地や低利用の施設を洗い出し、民間活力や近隣自治体との連携も視野に入れ、活用の可能性を検討すること。
② 公共施設（公共建築物やインフラ施設）については、中長期的な視点に立ち、規模・数量、質等将来の人口や財政規模に見合った水準へと適正化していくことを目指し、「第2期葦崎市公共建築物個別施設計画」に基づき、公共施設等の改修、更新及び統廃合を計画的に推進すること。
③ 特に、公共施設（建築物）については、施設総量（総床面積）の増加抑制に向けて、大規模改修や建替え、新築等の事業化の検討に先立ち、単純更新や純増を前提とせず、既存施設の利用、多目的化、集約化及び公民連携も含めた整備手法等を必ず検討すること。
- (9) 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保
特別会計については、特別会計の設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、一般会計からの繰入金については、繰出基準に基づくものに限るなど、真に必要な額を計上すること。
企業会計については、独立採算を前提に経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努めること。

特に、病院事業会計においては、医業収益の減少と人件費・医療材料費の高騰等により、恒久的な赤字が続く状態であるが、引き続き、安定的かつ継続的な医療の提供を目指し、職員一丸となった意識改革のもと、これまでにない抜本的な改革に取り組むこと。

(10) 補助金等の適正化

各種補助金については、「韮崎市補助金等適正化基準」に基づき、補助対象の自律性を尊重しつつ、所期の目的・効果等を十分検証し、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに行った見直しや補助率の見直しなどの検討結果を踏まえたものであること。

(11) 各種講座、イベントの参加料の適正な負担

教室、講座、大会等各種イベントの参加料については、「受益者負担の適正化方針」に基づき、参加者等受益者の負担割合を確認し、事業内容・参加料金の変更等を見直し、必要な額を計上すること。

また、「市が実施する必要があるのか」、「民間等が実施できないのか」など市の事業としての必要性について、原点に立ち返って検証すること。